

ゼロコロナ明けの労働節

日本では毎年4月末から5月初めにかけての大型連休を“ゴールデンウィーク”と言いますが、中国にも5月1日の労働節に合わせた大型連休があり、通称“五一”と呼ばれています。特に今年は、長期間に渡る中国の行動規制が全て撤廃された後の大型連休でした。

2023年5月3日に中国文化旅游部が発表した情報では、今年の“五一”期間中、中国国内の旅行者は合計約2.74億人で前年同月比約70%の増加となり、国内旅行収入は1480.56億人民元（約2.89兆日本円）で前年同月比約130%の増加とのことでした。私の周りには上海でゆっくり過ごす人も比較的多かったですが、5日間で日本の総人口の2倍以上の人間が旅行をしたと考えると驚きです。

労働節は、日本のいわゆる“メーデー”にあたりますが、中国では、「全国年節及び記念日休暇弁法」という行政法規で法定祝祭日の一つとされています。この休暇弁法上、労働節は5月1日の1日だけです。しかし、実際の労働節休暇期間については、毎年12月頃に、中国政府である国務院が柔軟に日程調整をして翌年の法定祝祭日を発表します。またその発表にはその時々の国務院の配慮が織り込まれており興味深いところです。

例えば、2023年の労働節休暇期間は4月29日（土）から5月3日（水）までの5連休とされており、本来は平日である5月2日（火）と3日（水）を労働節休暇にする代わりに、4月23日（日）と5月6日（土）が出勤日になっています。そして、国務院の発表の文末には、休暇期間中、各地域や各部門に対して安全、衛生、伝染病抑制の業務を怠りなく手配することを強調しています。

これに対し、少し遡って2019年を見てみると、同年の5月1日が水曜日に関係上、2018年12月の当初の発表では労働節休暇期間は1日だけと通知されていました。ところが、翌年3月に急遽、労働節休暇に関する調整通知が出され、労働節休暇期間が5月1日から4日までの4連休に改められています。そして、調整通知の文末には、各地域や各部門に対して、交通運輸、旅行サービスの強化、十分な商品供給等に注力するよう強調されています。

2019年は労働節休暇を1日と発表したことに対して中国国民の評判が悪かったのか、その経緯は定かではありませんが、中国の国民にも配慮した一面を垣間見ることができます。

私は、今回の5連休を利用して、久しぶりに夜行列車で甘粛省の麦積山石窟や青海省のチャカ塩湖へ行ってきました。飛行機や高速鉄道が発達した最近では列車に乗る機会も無くなりましたが、中国は地方に行けば行くほど都市部とは違った美しい風景や美味しい食べ物に巡り合うことができ、列車での旅行は行く先々でそれらを満喫することができます。読者の皆さんも今度の長期休暇に、もしよければ中国国内を列車で旅行してみたいはいかがでしょうか。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebashii.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。